南魚沼市立栃窪小学校 校長 小菅 哲志

### 出席停止のお知らせ

お子さんのかかっていると思われる病気は、学校保健安全法により他の児童生徒にうつる おそれのある期間は出席停止となり、登校できません。(主な感染症の出席停止基準について は、裏面をご覧ください。)

必ず医師の診断及び治療を受け、医師から登校の許可がおりましたら、下記の登校許可証 明書を記入していただき、登校時に学校へ提出してください。

なお、出席停止になった期間は欠席の扱いとはいたしません。

#### 主治医様

現在かかっている疾病が治癒、又は他の児童生徒にうつるおそれがなくなりましたら、 下記の登校許可証明書をご記入いただき、保護者・児童生徒に「登校してもよい」旨のご 指導をお願いいたします。

## 登校許可証明書

[学校名] 南魚沼市立栃窪小学校

[児童・生徒名]

年 組 氏名

[疾病名]

該当する疾病名

に、○をおつけ ください。

2 麻しん

1 インフルエンザ (A型・B型)

3 流行性耳下腺炎

4 風疹

5 水痘

6 咽頭結膜熱

7 流行性角結膜炎

8 溶連菌感染症

9 その他(

上記の病気は軽快し、他に感染のおそれがなくなったため、\_\_\_\_\_月 日 より登校 しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

## (裏面)

#### 主な感染症と出席停止の基準

疾 病 名	出席停止の基準
インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、 かつ解熱した後2日経過するまで
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法 が終了するまで
麻疹(はしか)	発しんを伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発しんが消失するまで
水 痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日 を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認められるまで
流行性角結膜熱	医師において感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後、24時間を経て全身状態が良くなるまで
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで
<ul><li>感染性胃腸炎</li><li>(ノロウイルス • ロタウイルス等)</li></ul>	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態が良くなるまで
その他( )	

# インフルエンザ出席停止期間についての追加資料 (使うかどうかは各校の自由です)

## インフルエンザ出席停止基準 <

発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日経過し、かつ解熱した後2日経過するまで

## <早見表>

	発症日	発 症 後								
発熱期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
1日	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	•		
2日	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能	)		
3日	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能			
4日	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	<b>)</b>	
5日	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	